

訪問看護及び介護予防訪問看護重要事項説明書

この書面は、ご利用様が、当事業者と訪問看護及び介護予防訪問看護の契約をするにあたって、ご理解いただく内容について説明したものです。

1. 事業者概要

事業者名 所在地 連絡先 代表者 設立年月日	BIG UNDER 株式会社 〔〒652-0047〕 神戸市兵庫区下沢通 2-2-29 Tel (078)577-8005 / Fax (078)577-8006 代表取締役 東 浦 道 子 平成26年5月
------------------------------------	--

2. 事業所概要

事業所名 事業所番号 所在地 連絡先 管理者 通常の事業の実施地域 開設年月日	訪問看護ステーション DÉSIR 2860590484 〔〒652-0047〕 神戸市兵庫区下沢通 7-2-2 IMS ビル 3 階 Tel (078)381-8219 / Fax (078)381-8229 岩 本 沙 織 兵庫区・長田区・須磨区・中央区 令和3年9月
---	--

3. 事業の目的と運営方針

事業目的	在宅寝たきり者等に必要な看護サービスを提供
事業方針	(1) 看護が必要な利用者に対し、ADL能力を回復させると共に、安心して在宅で療養できるよう、利用者と家族を支援する。 (2) できる限り住み慣れた我が家・我が町で、自分にふさわしい生活を続けたいという願いに応える。 (3) ご家庭で寝たきりの方や、看護・リハビリテーションが必要な方を定期的に訪問し、住み慣れた地域で心地良い生活が送れるようお手伝いする。

4. ご利用事業所の職員体制

従業員数と職種	看護師 3名	常勤 3名	管理業務を行うものを含む
	理学療法士 4名	常勤 3名 非常勤 1名	
	作業療法士 1名	常勤 1名	
常勤換算	常勤 3名		

5. 業務内容

家庭において寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にある方に、主治医の指示に基づき必要な看護サービスを提供します。

(1) サービスの内容

- ①健康状態の観察、相談（血圧などの測定、症状観察と助言）
- ②日常生活の看護（保清、排泄、食事の介助、寝衣・寝具・衣生活の援助）
- ③医療器具装着者の援助 ④在宅リハビリテーション
- ⑤認知症、終末期の看護 ⑥介護予防訪問看護

(2) サービス回数と時間

ア、介護保険の適用を受けて利用する方

居宅サービス計画（ケアプラン）に定められたとおりです。

イ、医療保険の適応を受けて利用する方

週1～3回（厚生労働大臣が定める疾病等は訪問回数の制限はありません）、

1回の訪問につき30から1時間30分、おおむね1時間程度となっています。

※＜理学療法士等の訪問について＞ 介護報酬・診療報酬改定における算定要件等より抜粋

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ることとする。

(3) サービス提供方法

- ①利用者の申し出により、主治医が当訪問看護ステーションに交付する「訪問看護指示書」又は「精神科訪問看護指示書」に従い、看護計画書を作成し訪問看護サービスを実施する。
- ②利用者に主治医がいない場合は、当訪問看護ステーションから関連する診療所又は病院に調整を求め対応する。
- ③利用者又はその家族から当訪問看護ステーションに直接サービス依頼があった場合は、主治医に「訪問看護指示書」又は「精神科訪問看護指示書」の交付を申し出るよう指導する。

6. 営業時間

営業日	月～金曜日（但し祝日及び12月29日～1月3日は除く）
営業時間	午前9時～午後6時

7. 利用料

介護保険の適用を受けて利用する方

主治医が訪問看護の必要を認め、介護保険の認定を受けている方

(1) - 1 基本料金 (要介護)

		単位数	1 割	2 割	3 割
看 護	20分未満 (1回につき)	314	341円	681円	1,022円
	30分未満 (1回につき)	471	511円	1,022円	1,532円
	30分～1時間未満 (1回につき)	823	893円	1,785円	2,677円
	1時間～1時間30分 (1回につき)	1,128	1,223円	2,446円	3,669円
理学療法士等※1	20分未満 (1回につき)	294	319円	638円	957円
	40分 (1回につき)	588	638円	1,275円	1,913円
	1時間 (1回につき)	795	862円	1,724円	2,586円

※1 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。

看 護	定期巡回・随時対応訪問介護看護 (月額)				
	定期巡回訪看 (要介護1-4)	2,961	3,210円	6,420円	9,630円
	定期巡回訪看・介5 (要介護5)	3,745	4,060円	8,120円	12,179円

(1) - 2 基本料金 (要支援)

		単位数	1 割	2 割	3 割
看 護	20分未満 (1回につき)	303	329円	657円	986円
	30分未満 (1回につき)	451	489円	978円	1,467円
	30分～1時間未満 (1回につき)	794	861円	1,722円	2,583円
	1時間～1時間30分 (1回につき)	1,090	1,182円	2,364円	3,545円
理学療法士等	20分未満 (1回につき)	284	308円	616円	924円
	40分 (1回につき)	568	616円	1,232円	1,848円
	1時間 (1回につき)	426	462円	924円	1,386円
※1 ※2					

※2 12月を超えて行う場合は、介護予防訪問看護費の減算を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。

(2) 加算料金 ※別紙(加算表)参照

	単位数	1 割	2 割	3 割
初回加算 (I)	350	380円	759円	1,139円
(II)	300	326円	651円	976円
特別管理加算 (I)	500	542円	1,084円	1,626円
(II)	250	271円	542円	813円
退院時共同指導加算	600	651円	1,301円	1,952円
緊急訪問看護加算 (I)	600	651円	1,301円	1,952円
(II)	574	623円	1,245円	1,867円
ターミナルケア加算	2,500	2,710円	5,420円	8,130円
長時間訪問看護加算	300	326円	651円	976円
複数名訪問看護加算				
30分未満	254	276円	551円	826円
30分以上	402	436円	872円	1,308円
早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)			基本料金の25%(1回につき)	
深夜(22:00~6:00)			基本料金の50%(1回につき)	

※ 新規に訪問看護計画書を作成した場合、又は過去2か月間において当事業所の訪問看護の提供を受けておらず新たに訪問看護計画書を作成した場合等に算定します。

医療保険の適用を受けて利用する方

主治医が訪問看護の必要を認め、下記に該当する方

- ① 介護保険の対象でない方
- ② 介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾病や状態の方・急性増悪の方

(1) 基本料金

	1 割	2 割	3 割
前期・後期高齢者医療	75歳以上 65歳~特例受給者	70~74歳	一定以上所得者
医療保険	該当保険の負担割合分 ※公費負担医療受給をお持ちの方は、受給者証記載の料金となります		

※月の訪問回数により1回あたりの利用料金が異なります。

		料金	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日以降(厚生労働大臣が定める疾病等)				
	看護師の場合 理学療法士等の場合	6,550円 5,550円	660円 560円	1,310円 1,110円	1,970円 1,670円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物居住者)	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日以降(厚生労働大臣が定める疾病等)				
	看護師の場合 理学療法士等の場合	6,550円 5,550円	660円 560円	1,310円 1,110円	1,970円 1,670円
訪問看護基本療養費Ⅱ (在宅療養に備えた外泊時)	入院中1回 厚生労働大臣が定める疾病等は入院中2回	8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	7,440円	740円	1,490円	2,230円
	2回目以降: 1. 同一建物居住者7割未満	3,000円	300円	600円	900円
	2. 同一建物居住者7割以上	2,500円	250円	500円	750円
	※1. イ又はロ該当有 2. イ又はロ該当無				
精神科訪問 基本療養費Ⅰ	週3日目まで30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円
	週3日目まで30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日目以降30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円

※イ、別表7及び別表8対象利用者様に対し、相当な訪問看護実績を有する ロ、GAF尺度判定40以下の利用者様が月5人以上

(2) 加算料金 ※別紙(加算表)参照

	1割	2割	3割
24時間対応体制加算イ	680円	1,360円	2,040円
ロ	650円	1,300円	1,960円
特別管理加算(Ⅰ)	500円	1,000円	1,500円
(Ⅱ)	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費(1.2.3)	150円	300円	450円
退院時共同指導加算	800円	1,600円	2,400円
難病等複数回訪問加算(2回/日)	450円	900円	1,350円
(3回以上/日)	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問看護加算(1回/週)	520円	1,040円	1,560円
退院時支援指導加算	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200円	400円	600円
ターミナルケア療養費1	2,500円	5,000円	7,500円
2	1,000円	2,000円	3,000円
乳幼児加算(6歳未満)	130円	260円	390円
(1)超重症児又は準超重症児(2)別表第七、第八に該当	180円	360円	540円
複数名訪問看護加算(1回/週)	450円	900円	1,350円
複数名精神科訪問看護加算(1回/週)	450円	900円	1,350円
緊急時訪問看護加算イ(月14日目まで)	270円	530円	800円
ロ(月15日目以降)	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算(1回/月)	250円	500円	750円

医療DX情報活用加算	10円	10円	20円
ベースアップ評価料 I	80円	160円	230円
II			
早朝（6：00～8：00）	210円	420円	630円
夜間（18：00～22：00）	210円	420円	630円
深夜（22：00～6：00）	420円	840円	1,260円

(3) その他の費用

ア. 衛生材料、日常生活上必要な物品は実費をいただきます。

イ. エンゼルケアについては、下記の料金とします。

但し、夜間・早朝の場合2,000円、深夜の場合4,000円、1時間30分以上となる場合は、30分毎に4,000円加算とします。

区 分	利 用 料
30分未満	4,000円
30分以上1時間未満	8,000円
1時間以上1時間半まで	12,000円

ウ. 介護保険訪問・医療保険訪問共に

時間延長（30分毎に）	2,000円
-------------	--------

8. 利用料のお支払方法

原則として利用料のお支払は、利用月の翌月に、窓口払いまたはご指定の金融機関口座から引き落としをさせていただきます。

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 : 平日 9:00～17:00 ご利用方法 : 電話・面接 神戸市兵庫区下沢通7丁目2-2 IMSビル3階 訪問看護ステーションDÉSIR 管理者 岩本 沙織 電 話 : 078-381-8219
神戸市福祉局 福祉監査指導部	ご利用時間 : 平日 8:45～12:00, 13:00～17:30 電 話 : 078-322-6326
高齢者虐待通報窓口	ご利用時間 : 平日 8:45～12:00, 13:00～17:30 電 話 : 078-322-6774
兵庫県国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 : 平日 8:45～17:15 電 話 : 078-332-5617
神戸市消費生活センター (サービスの質や契約に関すること)	ご利用時間 : 平日 9:00～17:00 電 話 : 078-371-1221

訪問看護師など担当職員の変更を希望される方はお申し出ください。
随時対応させていただきます。

10. 事故発生時の対応

当事業所の利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村・利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

保険会社名	三井住友海上
保険名	賠償責任保険

11. 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

緊急連絡先	氏名 :	続柄 :
	電話番号 :	住所 :
	氏名 :	続柄 :
	電話番号 :	住所 :

12. ご利用にあたってのお願い

- ・保険料（健康保険証・介護保険証）や医療受給者の内容に変更が生じた場合は速やかにお知らせ下さい。
- ・訪問看護の利用を変更される場合は、必ず前日までに連絡をお願いいたします。
- ・当日体調不良等でやむを得ず中止する場合は、できるだけ早く連絡をお願いいたします。
- ・ご連絡なく訪問した場合は、以下のキャンセル料金が発生いたします。

介護保険による訪問	2,000円
医療保険による訪問	

13. 衛生管理、感染症対策について

- ・事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことが出来ものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

14. 高齢者等虐待防止

- ・利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことが出来るものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者へ周知する。
 - (5) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（年1回以上）

サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15. 身体拘束の禁止

- ・指定訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- ・身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことが出来るものとする。）の定期的で開催するとともに、その結果について従業者への周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

16. 業務継続計画の策定

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - (2) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

17. 職場におけるハラスメントの防止

- ・適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

18. 評価結果の公表

- ・事業所全体における自己評価に基づき、「事業所における自己評価結果」及び「保護者等

からの事業所評価の集計結果」を用いておおむね1年に1回以上、利用者や保護者等に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表していくものとする。

19. 研修の確保

- ・ 訪問看護員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内実施する。
 - (2) 継続研修 年1回以上実施する。

20. 記録の整備

- ・ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 管理に関する記録
 - イ 事業日誌
 - ロ 職員の勤務状況、給与及び研修等に関する記録
 - ハ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
 - (2) 市町村等との連絡調整に関する記録
 - (3) 指定訪問看護に関する記録
 - イ 記録書
 - ロ 指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書
 - ハ 市町村等に対する情報提供書
 - (4) 会計経理に関する記録
 - (5) 設備及び備品等に関する記録

21. 秘密の保持

1. 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を有する。
2. 従業者がその職を退いた後も、「業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を有する」旨の雇用契約内容とする。

22. 個人情報保護関係

個人情報保護方針

- ・ 訪問看護ステーション DÉSIR は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。
個人的情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。
 - (1) 個人情報の収集・利用・提供
個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用及び提供に関する内部規程を定め、これを遵守します。
 - (2) 個人情報の安全対策
個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩を防止し、安全で正確な管理に努めます。
 - (3) 個人情報に関する法令・規範の遵守
個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。
 - (4) 教育及び継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規程を、継続的に見直し、改善します。

(5) 問い合わせ窓口

個人情報についてのご質問やお問い合わせ、開示等については、以下の窓口でお受けいたします。

- 1) 神戸市保険福祉局 介護指導課
神戸市中央区加納町 6-5-1 市役所 3 号館 3 階
Tel ; 078-322-6326
- 2) 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
神戸市中央区三宮町 1-9-1
Tel ; 078-332-5617
- 3) 神戸市生活情報センター
神戸市中央区橋通 3-4-1 神戸市総合福祉センター5 階
Tel ; 078-371-1221 消費者ホットライン 188
- 4) 訪問看護ステーション DÉSIR 相談窓口担当責任者 岩本 沙織
Tel ; 078-381-8219

個人情報の利用目的

・当訪問看護ステーションでは、「個人情報に関する基本方針」を定め、利用者様の個人情報保護に厳重な注意を払っております。良質で適切な訪問看護を安心して受けていただけます様努めます。

(1) サービス提供に関して

- イ 当ステーションにおける訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス提供及び調整
- ロ 主治医及び関係医療機関、介護サービス事業者、他の訪問看護ステーション等との連携及び照会への回答
- ハ 関係機関とのサービス担当者会議、ケアカンファレンス等の開催
- ニ ご家族等へのサービス内容の説明
- ホ その他、利用者様へのサービス提供に関する利用

(2) 訪問看護療養費、介護報酬等請求のための事務

- イ 当ステーションでの医療保険・介護保険・公費負担医療に関する事務及びその委託
- ロ 審査支払機関や公費負担医療に関する行政機関等へのレセプト提出、照会への回答
- ハ その他、医療保険・介護保険・公費負担医療に関する訪問看護療養費、介護報酬等請求のため利用

(3) 当ステーションの管理運営業務

- イ 訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの開始・終了の管理
- ロ 訪問看護のサービス及び介護予防訪問看護サービス提供時の事故等の報告
- ハ その他、当ステーションの管理運営業務に関する利用

(4) 賠償責任保険などに係る、訪問看護の専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

- (5) 訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (6) 当ステーション等で行われる看護実習等への協力
- (7) 訪問看護及び介護予防訪問看護の質の向上を目的とした、当ステーションでの事例研究及び外部での研究発表等（匿名化した上での利用）
- (8) 外部監査機関への情報提供

- ・上記の事項に関し、関係医療機関や他のサービス事業者等への情報提供について、同意しがたい事項があるときは、その旨をお申し出ください。その事項について同意されなくてもなんら不利益はありません。
- ・申し出が無いものにつきましては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- ・その他ご不明な点がありましたら、相談窓口までお申し出ください。

個人情報の使用目的

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法、医療保険法等の関係法令に従い、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画に基づき、良質で適切な訪問看護を提供する為、利用目的に従い、必要に応じて使用いたします。

2. 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることの無いように細心の注意を払います。
- ②個人情報を使用した会議等を開催した場合、内容等を記録致します。

3. 個人情報の内容（例示）

- ①氏名・住所・健康状態・病歴・生活状況等、事業者が訪問看護を行うために、最小限必要な利用者や家族に関する情報
- ②その他の情報

※ここで云う個人情報とは、利用者や家族に関する情報であって、その他特定の個人が識別されるものではありません。

※尚、ご利用にあたっての料金は、すべて介護保険・医療保険で賄われていますので、職員へのお心遣いは丁重にお断り致します。

年 月 日

事業主

所在地 ; 神戸市兵庫区下沢通 2-2-2 9
名称 ; BIG UNDER 株式会社
代表者 ; 代表取締役 東 浦 道 子 印

事業所

所在地 ; 神戸市兵庫区下沢通 7 丁目 2-2 IMS ビル 3 階
名称 ; 訪問看護ステーション DÉSIR
管理責任者 ; 岩 本 沙 織 印

個人情報を必要な範囲で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った目的で当該個人情報を利用することに同意します。

甲・利用者

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

上記署名は[_____]続柄[_____]が代行しました。

私の連絡先を本人の契約の有効期間中用いることに同意します。

家族・親族

住 所 : _____

(署名代筆者)

代理人

(成年後見人)

氏 名 : _____ 印

(利用者との関係 : _____)